

◎佐賀県条例第22号

佐賀県国土利用計画審議会の組織及び運営に関する条例及び佐賀県土地利用審査会の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例

(佐賀県国土利用計画審議会の組織及び運営に関する条例の一部改正)

第1条 佐賀県国土利用計画審議会の組織及び運営に関する条例（昭和49年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>県土整備部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、佐賀県 <u>政策部</u> において処理する。

(佐賀県土地利用審査会の組織及び運営に関する条例の一部改正)

第2条 佐賀県土地利用審査会の組織及び運営に関する条例（昭和49年佐賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第5条 審査会の庶務は、佐賀県 <u>県土整備部</u> において処理する。	(庶務) 第5条 審査会の庶務は、佐賀県 <u>政策部</u> において処理する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。